

平成 22 年 11 月 16 日（火）

死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会
委員 今村 聡

死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会報告書の取りまとめに際して、日本医師会「死亡時画像診断活用に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、以下の通り意見を申し述べます。

- (1) Ai は解剖の必要性を判断するスクリーニングとして実施するものであることを確認する。
- (2) Ai 活用のためのシステム構築に際しては「撮影」と「読影」を分けて考えるべきである。
- (3) 国による補助の対象は CT・MRI 装置等の撮影機器ではなく、各機関を結ぶネットワークシステム及びデータを蓄えるサーバーなどに重点を置くこととする。また、撮影及び読影に関わる費用は国庫から拠出すべきである。
- (4) Ai を実施するに当たっては読影報告書の作成を必須とし、遺族、医療機関などに開示できる環境を作るべきである。また正確かつ客観的な読影報告書が作成されるよう診断基準の策定が必要である。
- (5) Ai 撮影・読影の精度を高めるために研修の実施は必須である。具体的には▽放射線科読影医に対するもの▽一般臨床医に対するもの▽撮影を行う診療放射線技師に対するもの—の 3 つに分けて考え、研修実施に当たっては国が支援を行うべきである。
- (6) 将来的には各県に 1 箇所程度、大学病院救急部などに Ai センターを設置し、その運営には地域・都道府県医師会が協力するしくみを考慮すべきである。こうしたしくみにより臨床医による Ai が実施できるものである。
- (7) 将来的には撮影及び読影施設の認定制度の構築を考慮すべきである。
- (8) 最終的にはすべての遺体に対する Ai の実施を考慮すべきである。1 体 5 万円で試算すると、現在、年間 114 万円で 570 億円程度の国庫からの拠出が必要である。